

第1回戦略的基盤技術高度化支援事業制度評価（中間）検討会
議事録（案）

1. 日 時：平成27年2月3日（火） 15:00～16:20

2. 場 所：経済産業省 別館 1階 105会議室

3. 出席者

（検討会委員） [敬称略・五十音順、※は座長]

上野 保 東成エレクトロビーム株式会社 代表取締役会長

清水 聖幸 独立行政法人産業技術総合研究所 産学官連携推進部長

鈴木 雅洋 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 理事・事業化支援本部長

二戸 光弘 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 審議役

※柳本 潤 国立大学法人東京大学 教授

山田 伸顯 公益財団法人大田区産業振興協会 副理事長

（事務局）

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

課長 平井 淳生

課長補佐 潮 高史

津田 直也

（評価推進課）

産業技術環境局 研究開発課 技術評価室

技術評価専門職 小木 恵介

（調査実施機関）

JFEテクノロジーサーチ株式会社

研究員 飯塚 安伸

研究員 森本 匡

4. 配布資料

資料1 委員名簿

資料2 研究開発評価に係る委員会等の公開について

資料3 経済産業省における研究開発評価について

資料4 評価方法（案）

資料5 戦略的基盤技術高度化支援事業の概要について

資料6 戦略的基盤技術高度化支援事業評価用資料（案）

資料7 戦略的基盤技術高度化支援事業評価報告書の構成（案）

資料8 戦略的基盤技術高度化支援事業評価コメント票

資料9 質問票

参考資料1 経済産業省技術評価指針

参考資料2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準

参考資料3 戦略的基盤技術高度化支援事業制度評価（中間）報告書

5. 議事

(1) 開会

事務局から開会の挨拶があった後、自己紹介、座長選出があり、資料確認が行われた。

(2) 評価検討会の公開について

事務局から、資料2について説明があり、評価検討会を公開とすることを了承した。

(3) 評価の方法等について

技術評価室及び事務局から、資料3、資料4、資料8について説明があり、了承した。

(4) 戦略的基盤技術高度化支援事業制度評価（中間）について

資料5、資料6に基づき、事務局から「中小ものづくり高度化法制定の背景」、「中小ものづくり高度化法認定実績」、「戦略的基盤技術高度化支援事業の概要」、「技術評価指針に基づく評価」、「その他支援制度」等について説明があり、引き続いて、質疑応答等があった。質疑等は以下のとおり。

【柳本座長】 ありがとうございます。それでは、今のご説明を踏まえまして、議論していきたいと思います。ただ、先ほど潮さんからお話がありましたとおり、評価コメント票という形で最終的には出していただく形になります。これが2月13日ということですので、むしろ質問がございましたら、それをたくさんしていただいて、皆様方がコメントを書くときに役に立つ情報を今得ていただくのが、多分一番いいんじゃないかなというふうに思っています。ですので、そういう質問等をいただければと思いますが、よろしいですか。

では、これから質問をお受けしたいと思います。いかがでしょう。どうぞ。

【清水委員】 清水です。自治体の方にアンケートをとったということですが、どういった方々にアンケートをとったのでしょうか。先ほどサポインの中で、知っているか、知らないか。8割は知っているけど、2団体は知らないということがデータ上あったんですが、どういった方々でしょうか。

【潮補佐】 基本的には、中間評価はこれまでも継続的に行わせていただいているものでございまして、各都道府県並びに政令市のいわゆる産業部の方にアンケートをとらせていただきました。

【柳本座長】 ほかにいかがでしょう。都道府県と政令市へのアンケートと、それから採択者へのアンケートが並列になっているようなところがあるものですから、ちょっと切り分けが難しいんですけども、例えば23ページにありました事業の有効性ですか、これは要するに国がコミットすべきかどうかというアンケートですが、これは都道府県と政令市なんですね。さっき清水さんがおっしゃった、知っているか、知っていないかも、採択者が知っているのは当たり前なので、そういう形でやっています。たしか事業の有効性とか、国の関与の必要性を見ても、「必要でない」という回答もなぜか若干あるんですね。このあたりは何でこんな話になるのか、ちょっと不思議な気がいたしますけれども、これについては特に特定の何々という方が、たまたま答える人がそうだったとか、その程度の話だ

とっていいんですか。

【潮補佐】 実際に今お話がありました23ページの②のところで3件ですね、「どちらかといえば必要ではない」というご指摘があります。我々も実際に自治体に連携をとりながらやっていくことは必要だと思っております。これについては、そういった意見もあるということを受けとめて、今後の制度の実施につなげていきたいと思います。

【清水委員】 今のことについてなんですが、質問は、どちらかという知っている人がこれを発言しているのか、知らない方が一瞬聞いて、経験もなく、さっきの2団体の方が、知らない人がたまたまアンケートで答えて、こういう答えをしているのか。データの整合性というんですか、そこがちょっと知りたかったんです。それによってこの捉え方が相当変わってくるかなというふうに思いまして、わずかなマイノリティーの情報ではあるんですけども、意見ではあるんですが。

【潮補佐】 実際にアンケートについて、JFEテクノロジーさんのほうから自治体のほうに送らせていただきまして、もちろん担当者個人の回答ではなく、組織としての回答を求めています。

【柳本座長】 ほかに。どうぞ。

【山田委員】 25ページと26ページの制度の目標の妥当性というところで、25ページのほうは、20年度までは目標件数に対して実績件数、それ以降は、冒頭、①にある達成度50%に対する最終評価がそれぞれ70%台という、これは評価方法が途中から変わったということですか。

【潮補佐】 はい。途中から変わっておりまして、当初、法律ができたときは、まず数を増やすんだということで、具体的な採択件数なり、研究開発の認定数を目標としておりました。ただ、21年度以降、ただ数だけではなくて、成果としての効果ということを求めるようにしまして、達成度という形で。

【山田委員】 この達成度というのは、新連携なんかでいうと、そんなに高い達成度にならないというのが、今までずっとやってきて感じているんですけど、これ結構高いですね。

【潮補佐】 実際に事業が終わりまして、最終評価という形で外部評価をいただいております。そのときに、もちろん採点方法は、1件当たりについて丸かバツかつくのではなくて、1件当たりについて、90%できていますね、これについては30%ですねという数での評価をしまして。

【山田委員】 それって事業化まで行っているという意味での評価なんですか。

【潮補佐】 研究開発成果ですので、事業化はまた上の段階でございます。

【山田委員】 そうすると、次のページの26ページでも、例えば18年度は事業化達成件数29件で、達成率53%、19年度は43件の46%、これになると事業化の中身が問われてきます。

【潮補佐】 これが事業化でございます。

【山田委員】 そうすると、4-2の中の25ページ、26ページは評価法がちょっと違うということですか。

【潮補佐】 25ページに書かせていただいているのが、プロジェクトが実際に終了した最終年において法律の認定計画等を立てていただいた、その認定計画が成果としてできましたかどうか、それはまだ市場性等は一切見ていなくて、研究開発成果として出ています

かというのが25ページの世界でございます。26ページについては、実際にその成果が事業化に結びついていきますかということで、実際に売上額というような数字で出てくるものと。

【山田委員】 でも、5割近い事業化というのは、かなりな確率で成功しているというふうに見えるんですけど。

【潮補佐】 実際に事業が終わってから5年間、我々フォローアップ調査等々もさせていただいて、事業終了、予算投入して5年たっていますけれども、その時点において、これだけの数字が出ているというのは、例えば展示でのPRなり、そういったものもあるのかなと。

【山田委員】 売り上げの数字も出ているんですけど、総予算投入費率に対する売上高、現実の売上高と見ていいんですね。

【潮補佐】 成果に関する売り上げでございます。

【山田委員】 はい。わかりました。

【柳本座長】 25ページの上の四角にありますように、研究開発が3年たって終わったところの評価と5年後、8年後というふうに3回やっていらっしゃるんですね。さっき山田委員がおっしゃった、25ページ目ですか、この下は、①の一番上の終わったときの評価ですね。これは終了時点で技術評価をしますので、そこでの数値がこうだったということであって、その後のフォローは中小企業庁さんのほうでやってくださっているということだそうです。

①から②③④あたり、④はまだ全部が出ているというわけではないそうですが、これからだそうですけれども、②③④についても一応目標を超えるぐらいの数字になっている。特に事業化というのは、事業化の定義は難しいんですけど、一応半分以上は事業化されているというような評価に、結果が出ているということだそうです。

【平井課長】 ちょっとその点コメントいたしますと、我々執行側としまして、この数字が高ければ高いほどいいとか、そういう思いで設定したものではございません。極端なことを言えば、100%事業化ができるのであれば、そんなことが保証できているのであれば、リスクマネーを国から、国民の税金から投入する必要性はないわけですね。リスクがあるから、そのリスクテークをする意味で我々としては資金を提供しているわけでございます。だからといって成功率1%だとか、0.何%だというのは、これは国民の税金を突っ込む意味がない。そうすると、どのあたりでリスクと研究の難しさみたいなものをバランスさせるべきかということで、50%でバランスさせてと、こういうことでございます。

極端なことを言えば、100は無理だとしても、80、90にしようと思うと、審査のときに技術的なところは見ないでといったらおかしいですけど、ちょっと小さく見て、ほんとうにこれビジネスになるかどうかという事業プランのところだけで採点してやれば、もっと上げることはできるわけです。でも、リスクテークをしないといけないので、50になるぐらいのところまで審査していると、このようにご理解いただいたほうが的確だと思います。

【山田委員】 わかりました。

【柳本座長】 ありがとうございます。どうぞ、上野委員から。

【上野委員】 今日は審査をする非常に重要な第1回ですが、5ページの、もともとサポイ

ンというのはどういうところから出てきたのかというようなことが非常に重要なわけです。今までの支援策、中小企業支援3法というのがあって、その中で非常に重要な政策でした。それはどういうことかといいますと、2005年の新産業創造戦略、この前の2004年からスタートしています。そのときに、経済産業省の本省だけではなく、中企庁から成長戦略のところに委員を送り込むと、そういう状況の中で、成長戦略のときに中小企業者を呼ぶと、すぐセーフティネットをかけるようにといった、泣きの話が重点になってしまうので成長戦略になじまないというような意見があって反対されました。ですが、中小企業庁が相当努力して中小企業者を送り込んだのです。そういう泣き言や、セーフティネットの話を重点的にするメンバーかどうかということをしちゃんと調査に来られて、そのときに来られた事務局の課長が初めて、これからの中小企業というのは下請とか系列ではないのだと仰いました。要するに輸出型の日本が強みとするものづくり企業をサポートしているのですと。そこで、2004年にサポーティングインダストリーというネーミングが初めて出てきています。

そういう背景があって、5ページに楕円形で書いてある図ですが、これは、実はそのときに提案したものとは逆になっています。要するに基盤的な技術という、ここに書いてあるのは先端的産業分野となっていますけれど、実際に提言した内容というのは基盤的技術、重要技術という言い方をして、逆転しているのです。そういう先端的な産業分野は大企業が全部自分のところでやっていないですから、基盤的技術が非常に重要な役割を担っているのだというところで、中小企業政策としては、本省もかかわった非常に重要な政策なのです。

それで、当時の総合科学技術会議の生産技術、ものづくり分野のところで永久法として制定を提案されていますので、そういう面では、サポインがそもそも出てきた背景と、今までずっと中企庁が重要な政策としてまとめてこられた、大変重要な、そういう背景のもとでこの政策ということをしっかりと意識しながら評価していかないと、1つの政策の中の1テーマにすぎないという認識ではいけないと思っています。サポインというのは地域の人たちも使いやすい非常に重要でいい政策だと全国で高い評価をお聞きしています。そういうところがきちんと評価の、今日の説明の中に十分あるかどうかというのをじっくり精査して、もっと実際は違うのではないのかなど検討したいと思っています。地域では重要な政策と評価されていますし、それから政策金融との連動ということも重要視しなければいけないので、政策金融の皆さんが積極的にPRしています。商工労働部などだけではなく、当時の中小公庫である政策金融が相当力を入れて、会員の人たちが採択されるようにバックアップもし、申請をするのを支援していたということがあります。そのことをぜひ我々は意識し、全体を見ながら評価をしていったほうがいいのではと思っています。

全般のところ、一番最初にお話しすればよかったと思っているのですが、具体的ところはしっかりと精査して評価します。私は非常に高い評価をしていますので、そういう観点でいろいろ提言もしていきたいと思っています。

【柳本座長】 ありがとうございます。今のいきさつは中企庁では後藤さんが課長をやっているときか、前田さんが素形材室の室長をやっていた、その時期の話だったような記憶があります。恒久法の設定から始まって、下請の体質から脱却という議論がありましたよね、確かにね。それがこういう制度につながっていつているという歴史があって、中間評価も

これで3度目ということは、ほぼ10年間やっているということですから、単発の制度評価というよりか、むしろもうちょっと重い意味での歴史があるということ、これは皆さんご承知のとおりなんですけれども、そのことを踏まえて評価コメントは多分記入する必要があるだろうというようなご意見だったと思いますが、ありがとうございます。

鈴木さんはいかがですか。

【鈴木委員】 細かいことで恐縮ですが、先ほどの制度の目標という箇所ですが、数値化されているのは非常にいいことだと思いますけれども、50%とか150%とか、5倍とかの数値自体の根拠が知りたいと思ったのですが、それはどこかに明確に記載されているのでしょうか。なぜそのような数値になったかという考え方についてです。

【潮補佐】 実際にこの目標4点につきましては、経済産業省が予算要求等々させていたどき、政策目標、今後のレビューみたいな形で目標を掲げます。

【鈴木委員】 考え方みたいなものにつきましては、先ほど平井課長からのご説明があり、わかりました。あと、事業化についてですが、何をもって事業化とするのかというのが非常に難しいと先ほどおっしゃっていたんですが、幅も当然あるかと思いますが、その辺の基準も明確になっているのでしょうか。

【潮補佐】 実際に、このサポイン成果に係る売り上げが1円以上のものを事業化と我々は呼んでいます。

【鈴木委員】 わかりました。

【柳本座長】 ほかにいかがですか。予算額についての話を、特に初年度の話が出ていないんですけれども、これは1億円なわけですね、3年度で。この間ふと思ったんですが、潮さんにお伺いしたりしたんですけれども、中小企業の売上高、研究開発投資というのは大体何%でしたっけ。

【潮補佐】 2から3の間です。

【柳本座長】 2から3の間なんですね。ですから、300人だとして、売上高がおおよそ100億円だとすると、それに対する2～3%というのはどのくらいかというのを考えると、100億円に対する例えば2%だとすると2億円ですから、それに比較すると、1億円というのはかなり大きなお金なわけですね。300人というかなり大きな中堅と言われるような企業ですら、そういうふうな金額ですから、もちろんそれが平均的な数字であって、開発に熱心なところはもっともちろんたくさん投資をしておられるわけなんですけれども、この1億円というものがすぐに使えるという変な言い方ですけども、ちゃんときちっとした計画を持っていれば使えるというのは大変重要なことだろうと私は思っているわけです。そういった程度の金額であるということは間違いない。はい、どうぞ。

【上野委員】 技術分野の中で我々は気をつけなければいけないのは、12ページの中で、採択率、採択された件数をとってありますが、その中で一番右の塗装、それから5番目のめっき、溶接、熱処理という、こういう比較的少な目のプロセスがありますが、実はこういうプロセスは非常に重要なプロセスです。一時塗装は少ないからやめてはどうかとか、そのような乱暴な意見も聞いておりますが、今申し上げた4つのプロセスは特殊工程の管理が必要なプロセスであります。今、成長戦略の中で航空機部品と医療を重点政策として成長戦略に取り上げられています。

国が高付加価値の製品開発を推進するときに、この4つのプロセスはきわめて重要なわ

けで、サポインの政策の中に組み込まれているということです。制度設計したときにしっかりとこのようなプロセスが入っているし、これをしっかり支援していることが実は重要なことなんですということを認識する必要があると思っています。そのようなことが今度の政策の評価の中にどのように組み込まれているのかと見る必要があります。過ぎてしまった政策についての評価では問題提起もあるわけですが、評価は評価として進めることになります。次に関係する政策に重要なヒントとか示唆があるのかどうなのかというところにつなげていくことが大切だと考えています。単に点数をつけるということではなく、提言することも考えながら評価していきたいなと思っています。

【柳本座長】 塗装は平成24年に追加されて、25年に11分野に再編されたとき、表面処理として統合されて残っていますので、非常に重視されているということは言ってもよろしいんじゃないでしょうか。もう一つは、塗装単独でという開発が必ずしもマジョリティーではないかもしれないということで、11分野に再編したことで、ある意味、そういった特殊工程できわめて重要な部分がくみ上げやすくなったというような評価につながってくるというふうなふうに私自身は思っています。

ただ、これは昨年度変えたばかりなので、今回の評価の対象になるかというのはちょっと微妙なところではありますけれども、これも特にコメントを書いてもよろしいんですか。18ページ、19ページあたりなんですけれども、塗装というのは、実はものすごく少なかったんです。といっても2年しかやっていませんから、少ないのは当たり前なのかもしれませんが、再編したということについての評価は特に今回はどうなのでしょう。

【潮補佐】 いただければと思っています。

【柳本座長】 それも自由に評価、自由評価でいいんですけど、このデータをもとにご評価をいただければと思います。どうぞ。

【二戸委員】 採択の際に、分野の重みづけというんですか、とか地域別の重みづけみたいなことは何かあるんですか。

【潮補佐】 もちろん最終的に全国審査会等々で諮らせていただくときに、地域バランスというのは、ある意味考慮はさせていただいております。ただ、それも最終的な調整の段階においてでして、基本的には技術面、事業化面、政策面、この3つを柱に大きな枠という形で決めさせていただいております。

【二戸委員】 そうすると、たまたま応募件数と採択件数の割合が一定になるということはないということですよね、逆に言うと。

【潮補佐】 そのとおりです。

【柳本座長】 ただ、地域性については、震災のときに東北と関東の北部ですか、そちらに補正で配分した、そういう例はあります。

【清水委員】 2つありまして、1つは、27ページですが、制度の成果、目標達成度の妥当性のところです。①という4-3でございます。目標設定が高過ぎるという事業者さん、実施者の方の意見だと思いますが、これについてはどう考えるのかということについてちょっとコメントしたいと思うんですが、やはり目標設定が高いということがここでは重要ではないかと。サポインだからこそ目標設定をしっかりと高く持って、それに対して不確実性の高いものをしていく。そこにリスクマネーが必要だと。成功率としても目標設定としては半分以上を狙い、制度としても7割ぐらいをとっているというのは比較的妥当な線

だと思うんですね。ですから、ここについての意見をどう踏まえるかということであると、今後も高い目標設定のもとで、そういったある一定の規模の予算を投入して研究開発を進めていくということは重要だと思うんですね。

ただ、これは今回の中間評価にかかわる部分ではないかもしれないんですが、気になるのが時間不足のところでございます。事実上、2年から2年半しか、現実、研究開発をする時間がございません。ほかのところにもやや期間のことについての意見が出ていて、そこについては、もう少し長くという意見がかなりありますね。そこについては、今後、検討の余地があるのかなと。今回補助金化されましたので、より事業に近いものを選ぶという方向ですので、今の時間が不足しているというところはより軽く扱う必要があるかもしれませんが、重く扱う必要はないかもしれないんですけども、3分の2になったか、委託化という制度のものというよりも、サポインが何を狙うのかというところで、時間のところについては、今後検討が必要ではないかというふうに思います。

私が今回、サポインの影響が非常に大きいなと、評価が高いなというふうに感じましたのは、32ページでございます。これも事業者の方の評価なので、決してネガティブなことを書いてくるわけではなくて、おそらく分類だったと思うんですね。地域に行きますと、経産省の事業は94%サポインですので、特にサポインイコール経産省の地域施策と、そう言って過言ではありません。その中で自社の技術力の向上、人のレベルアップですね。企画、研究開発型への展開、あと地域には地方大学と公設試が100%配置されているわけですけども、その中で連携を組むということで、ある意味、地域政策の中で、中小企業を育成する上で全て重要なところをカバーしていると私は思いますので、ここについて考えるとかなりの評価がされていると、高い評価があるというふうに私は考えていいのではないかと思います。以上です。

【柳本座長】 ありがとうございます。今、地域性の話が出ましたが、これは地域の雇用への貢献というのは、数値としては特にフォローアップはされていないんですか。

【潮補佐】 アンケートの中で従業員についてとらせていただきまして、資料6の34ページになります。従業員数についてということで、大体40%ぐらいのところが増えた。次の35ページに増えた部門ですね。研究開発部門、製造部門の方という形になります。

【柳本座長】 もちろん「変わらない」という回答も多いですけども、変わらないということは、逆に言うと、その間ずっと就業者数というのはそういうときは多分減っていますので、そう考えれば、変わらないということは、逆に増えているのとほとんど等価だというような見方もできますよね。ですから、かなりそういう点でも役に立っているということは非常にいいかもしれないですね。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【上野委員】 略称がサポインですが、中小ものづくり高度化法という制度です。ガイドラインをつくって川下企業にしっかりとアプローチするということが非常に重要な政策になっています。採択された以外に、地方でいいテーマを持っている中小企業が結構います。そういう経営者たちが地域の出先の進出企業と連携して提出するときに、川下企業の経営者の承認が要る場合があります。川下企業とつながるということは必要で、なかなか本社の承認をいただけなくて申請し採択できない場合があります。真正準備をしたが出せないということが結構あるのです。

それを今回、県知事にお話しして、進出企業の人たちで、工場長とか事業部長が確実に承認してもらえるようにすべきでないかとお伝えしました。地域を活性化しようというので、今、重要な内閣府で戦略会議が開かれていますけれども、そういうときに、せっかく多くの企業が進出して、国の適切な政策があるのですから、新連携にしろ、サポインにしろ、地域資源にしろ、あるいは農商工連携にしろ、進出企業がバックアップすることを十分行ってほしいと伝えました。このサポイン自体は実は中小企業政策、中小企業の為となっていますから、中小企業政策というふうに全国の人たちが意識しているのだと思います。

大企業の中には、中小企業という名前が、冠があるだけで関心を示さない場合もあります。重要なガイドラインと、それから川下企業、大企業の支援をする政策だと私は思っているのです。この政策は日本全体のものづくりを高めるために非常に重要な政策であると考えています。当時は経済産業省の一丁目一番地の政策でありました。重点的な政策だったということをしっかりと認識しなければいけないと思っています。

それから、先ほど金融機関の話をしました。金融機関である政策金融が連動して低利の融資を受けるということですが、実際は政策金融だけではなくて、政策では後で精算ですから国としては、前払いをするぐらいの制度の方がより良いと思います。精算までの間どうするのかというと、今厳しい状況にある中小企業だけに、技術力があるという人たちが提案しているので、必ずつなぎ融資が必要になります。民間の金融機関のバックアップも必要であるということ織り込むことが大切です。産業政策と政策金融というだけではなくて、民間の金融機関も非常に重要な役割を果たしているのです、サポインを評価する現場では。継ぎ資金のこともしっかりと織り込んでいかなければいけないと思っています。

【柳本座長】 ありがとうございます。これは執行ができるまでタイムラグがあるんですけど。実際に採択してから。

【潮補佐】 実際に最後は、委託の場合ですと、実際に確定等をさせていただいて、後で精算させていただくと。補助金についても同じように後日精算するという形ですので、いわゆる最初に費用負担がかかります。

【柳本座長】 そうですね。それがどうしても、3カ月ぐらい、もうちょっとあるんですか。

【潮補佐】 実際に、事業それぞれだと思いますが、確定については大体4月ぐらいです。事業年度が終わって4月ぐらいにさせていただくのが通例のケースでして。

【柳本座長】 そうすると、長いものでは半年ぐらいですね。これは前からいろいろ言われていることなんですよ。何とかいい方法はないのかしらというところはあるとは思いますが。

【潮補佐】 実際にサポインで応募される方、提案書等々拝見させていただきますけれども、やはりそれなりの体制が整っているところですので、自己資金、もちろん我々つなぎの部分はどうされるのかというのは事前に確認させていただいております。それに当たっては自己資金でされる例が多いのかなと。あとは先ほどおっしゃられた民間での信用のもと、されている事業者も実際にいるのかなと思います。

【柳本座長】 ほかにございますでしょうか。

【山田委員】 35ページからの制度のマネジメントですけれども、ここにちょっと今までの説明の流れだと、個別企業の対応関係については大体検討つきますが、ここの枠組み、仕組みというやつの法認定計画というのがあって、これは共同でやる場合の位置づけでし

ようか。法認定中小企業者というのは、当然サポイン法に基づく中小企業者という意味で取りましたが、その研究員であることが要件と書いてあります。全体の枠組みの意味するところというのがちょっと読めませんでした。

【潮補佐】 この仕組みは法律での共同体と予算での共同体を1つの図にまとめてしまつて、混乱を招いて申しわけございません。まず、法律については、法律認定を受ける者は中小企業者です。中小企業者が法律の認定を受ける。単独で受けることももちろん可能なんですけれども、法律認定を受ける際に、共同する者として、例えば大学ですとか、川下企業というのを書かれる場合もあります。その法律認定を受けた共同体については、仮にサポインを応募されるときには全て含まれるようにしていただいております。

ただ、予算について、法律認定外の協力者というの也有います。それについても、こちらの図でいうと、一番右の研究実施機関が、点線の外の研究実施機関ですけれども、それを踏まえた共同体というのを別途つくっていただいて、その中に事業管理機関というのを設けて、国と直接資金のやりとりをする者を1者設け、この共同体について、研究開発を実際にマネジメントしていく者というのを誰か設けます。それがプロジェクトリーダー、サブリーダーの存在でして、このプロジェクトリーダー、もしくはサブリーダーは必ず法律の認定を受けた中小企業者が担ってくださいという、要件としているのがこちらの体制でございます。

【山田委員】 つまり、PLとSL、両方含み込んだ共同計画という、そんなイメージなんですか。

【潮補佐】 実際に法律の認定に基づく事業を行っていただきますので、もちろん法律認定を取った者がプロジェクトを動かしていくのは、それは妥当なことなのかなと思っております。実際に研究開発を進める上で、プロジェクトリーダーとサブリーダーの2者の存在を記載いただいておりますけれども、それについては法律の認定を取った者が実際にかじを取っていただくべく、このどちらかには必ず法律認定者が入るようにしてくださいという運用でさせていただいております。要するに法律の認定からずれてくるとサポイン予算の趣旨が離れてしまいますので、そういった意味で、法律認定と予算をうまく連携させるために、そのような仕組みをさせていただいているという次第でございます。

【山田委員】 サポインの成立要件として、当然共同体を組んだ場合の、それぞれ総括研究代表者という中小企業者、その存在が要ると。かつ2人要るんですか。

【潮補佐】 いわゆる予算を応募する際に総括研究代表者とサブリーダー、この2者の存在を設けています。この2者は、どちらかは必ず法律の認定の中心となった者が担ってくださいよと、そういった仕組みでございます。

【柳本座長】 要するに両方同じ者ではいけないとか、そういうことはないんですね。

【潮補佐】 そのとおりです。

【柳本座長】 単独でちゃんと入れるようになっているわけですね。あと、大企業が関与する場合というのは、法認定だったら外枠にあるところで協力すると、川下側として、出口側で大事なので、かかわっているケースは結構多いでしょうし、事業管理機関のケースもあるわけですね。

【潮補佐】 そうです。事業管理機関も担うことは可能です。

【柳本座長】 一応大企業で事業管理を行うことはできます。ただ、実際には中小企業がや

っている場合が多いと、あと公設試がやっている場合もありますよね。

【潮補佐】 そうですね。都道府県の産業センターとかという事例が多いのかなと。

【柳本座長】 そういう形で結構積極的にやってくださっている都道府県の研究機関もあったり、そういうふうに聞いていますので。

【山田委員】 なるほどね。

【柳本座長】 よろしいですか。はい、どうぞ。

【清水委員】 23ページ、24ページなんですが、今、評価様式を見ながら、国の制度として妥当であるのか、国の関与が必要とされる制度かどうかということではちょっと見ていたんですけども、23ページを見ますと、「有効性がある」という96%の声と、78%が「国の関与が必要」と回答しているということが書いてあります。

一方、1枚めくって24ページを見ますと、②のほうですね、本制度がなかった場合の研究開発の進め方で、37%の企業が研究開発を断念と書いてあります。本来でしたら、この78と37が同じ数字になったほうが、対応したほうが本来の姿かなと思うんですけども、37であるにもかかわらず、なぜ78というふうに見ていいのか。そこがやや乖離があって、ここをどう考えたらいいいのか。何か統計上、こういった考えでこうなっているというのが、78に対してご説明できるところがあったら教えていただきたいんですけども。普通に考えると、37%の人はサポインがなければ断念しましたということは、63%の人はサポインがなくてもやった、あるいは他の制度を使ったということだと思うんですね。そうすると、さっきの78とは大きく乖離すると思うんですね。

【潮補佐】 まず、アンケートとしては、nの数を見ていただいたら、自治体側から見た国の関与の必要性和、実際に採択事業者、中小企業者の立場から見た研究開発の方向性ということで、数字としてはそういう形で出ています。実際に、私ども自治体としても、サポインの注目度というのは、多少知らないところというのもさっきありましたけれども、ほとんどが知っていて、国の制度としては重要だというご指摘の中、やらせていただいているものと認識しております。

実際に、県等からサポインの公募はいつからかとか、そういった情報は常に我々のところにも来ておりまして、我々もいざ公募を始めるときには、県とも連携しながら、情報提供しながら、県で育てた案件というものを国のほうに応募してもらったりというケースも多々ございます。

中小企業者から見ますと、さっき上野会長からもありました金融の部分とか、ほかの優遇措置というのも多々あります。補助金に関しても我々、当初もありますが、補正のほうもございますし、そういったこともあって、必ずしもこの37と78というのが一致しなかったのは、そういうところもあるのかなと考えております。

【清水委員】 なるほど。むしろ、例えば24ページの③の他の制度の利用を考えたかどうか、76%は他の制度の利用を考えていないと。ある意味、サポインが政策の中ではかなり重要なところであり、リスクがあるけれども、研究開発を進めるというのは、例えばはっきりとおっしゃいませんですが、ものづくり補助金とは違った意味で重要であるというふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

【潮補佐】 もの補助だと、部分部分にはなってしまいますけれども、設備の購入だけですとか、そういう切り分けてという意味だと、そちらに代替というのはあるのかもしれま

せんけれども、この計画を一体としてやるとなると、サポインの有効性というのはきわめて高いのではないかというふうに考えております。

【清水委員】 なるほど、わかりました。ここはそういうふうに解釈できると思います。

【上野委員】 それに関してですが、審査の時に、1次の審査で一応中身はいいが、それが全部通るわけではなくて、必ずヒアリングがあります。ヒアリングのときにチェックが入ります。要するにこの制度がもしなかったらどうするか？ これは厳しいチェックです。採択されなければやめまうと言ったら大体厳しくなります。

ほんとうに意欲的に確実にやるのか。それで金融の手当てもきちんとできるような企業なのか。これは国としては、大事な資金ですので、自前で考えてやるような企業を採択したいというのは普通のことですから、必ずヒアリングのときにチェックが入るのです。ほんとうにやろうとする企業、現実には手をつけているし、ぜひバックアップしてほしいし、それだけ自信もあるを提案する企業が大体良い評点がつくことになると思います。

【柳本座長】 だから自己資金でやるということは、決してマイナス、ネガティブな話ではなくて、ポジティブなことであろうということですよ、今、上野委員がおっしゃったとおり、私もそう思います。

【清水委員】 今の聞き方が、ゼロか100かの聞き方がちょっと多いんですね。私、委員会には出たことはないんですが。本来は自分たちの自己資金ではここまでは何とかないと、自分たちの体力で。でも、この先生は企業の応援をもとに、これだけの時間と期間とお金がかさにかかりますという、そういう説明をすれば、多分みんなが納得すると思いますが、往々にして大体ゼロか100で聞いてくるので、自己資金でもやりますと無理にでも言われているというところが実態はあると思います。

【柳本座長】 多分、どこかで線を引かなきゃいけないと。こういうふうになっているんですけど、事後評価のときはもうちょっと曖昧な答えが返ってきています。ですから、最初の2つはまとめて1つだと思って、要するにそれだけちゃんと研究開発資金がなくてもやったというのは、逆に言うと、計画がありきの話なので、その計画がきちっと立てられるということは、サポインの趣旨にも合っているというような認識でとれば、半分ぐらいは、この制度が呼び水になって始まった事業であるというような認識を持ってもいいと思います。そういった形で読んでいただければ、よりこのグラフについては理解が進むのではないかなと私自身はちょっと思ったりしております。

【上野委員】 審査の人は1人じゃなくて何人もいて、そこでヒアリングを受けますので、もともと会社自体のことや、赤字の会社で提案した場合も、そういう内容も全部評価しますので、審査が厳し過ぎるとか、そういうことは基本的にはないと思っています。しっかりといろいろな観点から会社の、決算書なども全部出していますから、資金の様子、経営の状態、経営者の資質、技術の人たちはどんな人たちかということも全部評価した上で、1次合格につながります。最終的には、国に責任がありますから、審査をする人がしっかり目利きをするということになりますので、信頼できる審査体制だと私は思いますね。

【柳本座長】 どうも活発なご議論、ありがとうございます。時間が大分過ぎておりますので、このあたりで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

ちょっと整理させていただきますと、まず、本日のご議論を踏まえまして、委員の皆様には、先ほど申しましたけど、資料8の評価コメント票、こちらへの記載をお願いします。

2月13日までに事務局までご提出をいただきたいと思いますが、これは電子データで後ほど中小企業庁から皆様のほうにお送りいたしますので、そちらのほうに記入していただくということでお願いします。

その結果を踏まえまして、資料7に評価報告書の構成（案）というのが出ていますけれども、一応章立てとして、こういう形になりそうということが出ています。こちらのほうを中小企業庁様のほうでまとめていただいて、それを一応書面で審議するという形で第2回検討委員会を開催したいと思います。一応検討委員会は2回ですけれども、2回目は書面ということで報告書の素案を見ていただくということになります。

今日、実際に予定された時間より大分時間を使ってご質問をお受けしたんですけれども、まだ多分ご質問があるという方もおられると思います。その場合は、質問票、後ろのほうですけれども、これはファクスの書類が出ていますけれども、こちらで中小企業庁の技術課に聞いていただければと思いますが、評価コメント票の締め切りが2月13日ですので、2月10日までにご質問がありましたら事務局までお送りいただきたいと思います。それをもとにお答えをするということで、繰り返しになりますが、2月13日までに評価コメント票をお出しいただくということで進めていただければと思っております。

それでは、最後に、事務局より今後の進め方について、補足をお願いいたします。

（5）今後の進め方について

事務局より、評価コメントを踏まえた報告書を、2月下旬ごろにメールで委員に確認、その後、3月11日に予定している産業構造審議会に報告したいとの説明があった。

（6）閉会